

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人藤岡学園(以下「この法人」という。)の寄附行為第51条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)その他の役員とは、理事長を除く、理事及び監事をいう。
- (3)役員等の報酬等とは、報酬、賞与その他役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (4)費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1)理事長 報酬
- (2)その他の役員 無報酬
- (3)評議員 無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、理事会において決定する。

- (1)報酬 別表第1に定める額
- 2 その他の役員及び評議員に対する報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1)報酬 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする)。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積

立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等には、別表第 2 に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 137 条第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和 3 年 3 月 19 日より施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1（役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 20 万円
その他の役員	支給しない
評議員	支給しない

別表第 2（旅費）

区 分		金 額
交通費	理事会・評議員会への出席	日額 2,000 円
	上記以外の出張	実費
宿泊費		実費(上限:一泊 13,000 円)